

昭和二十五年二月十四日受領
答 弁 第 三 二 一 号

(質問の 三二)

内閣衆質第九号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問に対する

る答弁書

一 1 現下の価格構成上、労賃等についても地域差がある点よりして、手数料においても地区別の差のあるのはやむを得ない。

2 地域間の手数料の均衡の点については、公団の代位配給所は昭和二十四年九月初めて直営制廃止のテストとして出発したもので、最低の手数料は農協の場合と同じである。

3 農協代位配給所の配給は、農協の性質上、総合経営のために代配手数料の明確な把握は困難であるが、単営のものより一般的について経費は少いと考えられる。

二 従つて、現在の農業協同組合に対する代配手数料が低いことについては、特別な差別待遇をしてい
るのではなくして必然的な差であると考えている。

三、四、五、地域間の手数料の差があるのはやむを得ないが、この差の均衡の問題については、充分調査

の上善処して行く方針である。

右答弁する。